

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

1 開催日時

令和5年1月27日（金）午後1時30分開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

1 行政区再編協議

（1）区協議会からの答申について

13:31

1 行政区再編協議

◎結論

当局から行政区画等審議会及び区協議会からの答申について説明があり、これを聞きおきました。

◎発言内容

（1）区協議会からの答申について

○高林修委員長 それでは、協議事項（1）区協議会からの答申についてですが、皆様、御存じのとおり11月1日には行政区画等審議会から区の名称に関する答申がございましたので、これと併せて当局から報告をいただきたいと思えます。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 はじめに、行政区画等審議会について御報告します。資料はございませんので口頭で説明させていただきます。委員長からもありましたけれども、昨年11月1日に審議会が開催され、再編後の区の名称について、区名アンケートの結果や特別委員会の議論を参考に審議が行われ、同日付で南側から中央区、浜名区、天竜区と答申されております。

次に区の協議会について御報告します。資料の大きな1番、答申です。昨年11月に7つの区協議会に区再編時の組織・区設置等条例改正の骨子について諮問し、12月に全ての区協議会から適切であるとの答申をいただいております。

大きな2番、意見・要望です。答申に当たって西区、北区、天竜区の区協議会からその下の表のとおり意見・要望が付されております。見ていただきますと、西区協議会からは一つ目ですけれども区協議会からの委員定数について、経過措置を求めることや二ポツ目として市民サービスの低下を招かないように努めること、北区協議会からは、西区と同様に市民サービスの件や区大事業の継続支援や現行区の特色を尊重しながら新しい区の一体感の醸成や融和に取り組んでほしいということ、天竜区協議会からは、西区協議会からの意見と同様の意見が付されております。

大きな3番、意見・要望に対する市の考え方です。意見・要望の内容は御覧いただいたとおり、3つの区で重複している部分もございますので、まとめて市の考え方として示しております。

1点目です。区協議会の委員定数については、条例に経過措置の規定を設けます。規定は附則として設ける予定でございますが、骨子として特別委員会や区協議会にお示しした本則について修正するところはございません。

2点目です。市民サービス等につきましては、これまでも特別委員会やパブリックコメントでも御説明してきておりますが、区再編後も同じ行政サービスを維持するとともにデジタルの活用や区長等のアウトリーチにも積極的に取り組んでまいります。

3点目です。まちづくりについては、これまでの取組を尊重しながら地域の特性を生かし進めてまいります。

こうした頂いた意見・要望に留意しながら引き続き再編に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。まず最初に口頭で説明がありましたが、行政区画等審議会からの答申について質疑・意見があればおっしゃってください。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、資料にあります区協議会からの答申について、質疑・意見を許します。

○酒井豊実委員 1から3まで記載がございますけれども、2番では西区、北区、天竜区の意見・要望が記載されているだけですが、他の4区について口頭あるいは文書を含めてどのような意見があったのか伺います。

○区再編推進事業本部副本部長 今回は添付しておりませんが、7つの区協議会から答申書ということで、文書が提出されております。結論は、この大きな1番にあるとおり、適切であるといったものが答申でございますが、西区、北区、天竜区は意見・要望が書かれております。その他の4区については特になく、適切であるとの答申がされている状況です。

○酒井豊実委員 一般的な答申は、まさに一言、適切であるというような表現が多いわけですが、それ以外の意味合いを持った内容ではなかったということだろうと思います。事後でいいですが、各7つの答申書をぜひ出していただきたいと思います。

それで、3のところの意見・要望に対する市の考え方ですが、これについては、今日ここで初めて文字として示されたものなのか、意見を出していただいた西区、北区、天竜区に対しては、もうすでに返事として届いているのか、区の協議会にこれから届けるのか、その辺はいかがでしょうか。

○区再編推進事業本部副本部長 大きな3番のところは、本日特別委員会で初めて書面として示す形となります。今後、タイミングは各区との調整になるかと思いますが、今日の特別委員会の議論も踏まえて各区協議会には報告していきたいと思っております。

○酒井豊実委員 各区協議会というと、意見・要望が出された西区、北区、天竜区はもちろんでありますが、やはりほかの所に対してもこういう意見が出たということを明確に返していく必要があると思います。それについての考えと、それから、ただ文書で各区の協議会に返すということだけではなくて、直近の区の協議会で文書とともに直接説明をし、またそれに対する質疑も受けるという形がより丁寧だと思っておりますが、この辺の段取りについてはいかがでしょうか。

○区再編推進事業本部副本部長 情報の共有、説明の仕方に関しましては、これまでの諮問・答申ということもありますので、各区と調整しながら進めていきたいと考えております。

○加茂俊武委員 答申の適切な人員配置について、行政サービスが低下しないかというところを危惧する声が、西区、北区の二つの協議会から上がっていますが、今一度、行政サービスを維持しながら、

5年後には81名の減員をするというところ、その辺をもう一度明確に委員会で発言をしてほしいと思います。

○区再編推進事業本部副本部長 今の御意見につきましては、これまでも繰り返し説明してきたところでもございますし、今回この大きな3番の2つ目、区再編後も同じ行政サービスを維持すると、文書で特別委員会の資料として提出させていただいておりますので、そのところは変わらずお約束するものと考えております。

○加茂俊武委員 人員について、職員の減はおおむね5年後に81名の管理職等を削減するというところの目標は変わらないということによろしいですね。

○区再編推進事業本部副本部長 変更はございません。

○加茂俊武委員 確認しました。それで委員長、この先の話をしてよろしいでしょうか。

○高林修委員長 聞いてみないと分からないので、まず発言してください。

○加茂俊武委員 この後、区の協議会とかその他に対して規則とか要綱が出来上がってくると思います。例えば、任期については今後規則とか要綱で定めていくという回答だったと思いますが、再任はやむを得ない場合は3期も継続する、しないというのは結論が出ていなかったと思います。誰が地域分科会の委員となるかとか、規則、要綱についても今後議論をしなければいけない場面が出てくると思いますが、その辺の予定を教えてください。

○高林修委員長 当局は、今日の段階でそのあたりの発言ができますか。

○市民部長 御指摘いただいた内容については、これまでも特別委員会で議題となっている部分でございますし、それについては当局としてもお答えをしているとおりの取扱いとする方向性で考えております。

まずは、2月議会に条例の上程を予定してございますので、そちらを御覧いただいた上でそれを補足していくような規則、要綱の制定については、また御議論いただくような形になるかと考えております。

○加茂俊武委員 そうすると、ちょっとこの骨子ではないのですけれども、条例の文の中にはもう少し細かく任期についてうたってあるだとか、これは別途規則で定めるとか、何かそういう文があるということですか。

○市民部長 条例の中身については、この場で申し上げていいか分かりませんので細かくは申し上げませんが、これまで議論させていただいた内容について、まずは条例でうたうべきところについてはうたっていると考えております。

○加茂俊武委員 では、条例文を見てまた今後検討させていただきます。

○高林修委員長 ほかに意見のある方はいらっしゃいますか。

今日のところは行政区画等審議会と区協議会からの答申についてでございますので、もしこれ以上なければと思いますが、よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、本件は聞きおくことといたします。

本日の協議事項は、一通り終了いたしました。次回の委員会につきましては、後日改めて連絡いたします。

以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。